

仕 様 書

1 業務名

愛媛県ふるさと納税型クラウドファンディングに関する業務

2 概要

紫電改は、太平洋戦争末期、零戦の後継機として厳しい戦況の中で開発された非常に高い性能を誇った飛行機であり、戦争末期における日本海軍の主力戦闘機として活躍した機体である。

愛媛県の旧松山海軍航空基地では、優秀な搭乗員を擁する第 343 海軍航空隊が編成され、配備された紫電改を駆使して、厳しい戦局の中、日本本土防空戦で活躍した。

終戦末期の昭和 20 年 7 月 24 日に豊後水道上空で戦闘した後、何らかの理由で愛媛県愛南町久良湾に着水したと言われる「機体」が、昭和 53 年に同湾海底において、地元ダイバーにより発見され、翌昭和 54 年 7 月に愛媛県により引き揚げられた。その後、当該機体は恒久平和を願い、終焉の地である「愛媛県愛南町久良湾」に機首を向けて保存されることとなり、愛媛県立都市公園の南レク公園に、当時新たに整備された「紫電改展示館」において、「日本に唯一存在する紫電改の実機」として展示され、これまで延べ 179 万人の来館者を迎え、恒久平和の大切さを伝えてきた。

しかし、展示館は建設から 45 年の月日が経過し、老朽化対策や耐震化が必要となっており、検討した結果、立地環境を最大限に生かして新展示館を整備することとなり、具体的には、来館者が久良湾の風景の中で紫電改の実機に向き合い、機体に刻まれた史実やまつわる人々の想いに触れることで、平和について考えるきっかけとなるよう、「引き揚げられた紫電改・伝える史実・考える未来」をコンセプトに隣接地において、令和 8 年度のオープンを目指して、リニューアル・整備することとなった

このような中、建替えに伴い必要な実機移設に向けた「機体調査等」を進める中で、引き揚げ後 45 年余りが経過し老朽化も進んでいることが明らかとなり、機体の補強や、より慎重な移設方法の検討が必要となり、そのためには多額の費用を要することが判明した。このため、その財源の一部を全国の皆さまの力を結集した「クラウドファンディング（ふるさと納税型）」により調達することで、貴重な機体を未来につなげ、「恒久平和の大切さ」を改めて広く伝えるとともに、一連のプロジェクト（返礼品含む）を通じて紫電改を全国に P R し、地域外から人を呼び込むなど交流人口の拡大による愛媛県・愛南町の地域活性化を推進するものである。

3 業務内容

(1) ウェブページの構築

受託事業者は、自社ウェブページに本プロジェクト専用のクラウドファンディングページを構築する。

(2) 寄附金の受付

受託事業者は、寄附金の受付を行うとともに、愛媛県が寄附の受付状況を確認できるような仕組みを構築する。

(3) 寄附金の引渡し

受託事業者は、寄附者からの寄附金を愛媛県に代わって収納し、愛媛県に対して寄附金を引渡す。

なお、寄附金の引渡しに銀行振込手数料等が生じる場合は受託事業者が負担する。

(4) 寄附者情報の提供

寄附者との連絡や返礼品送付等に必要な寄附者に対する情報を収集し、愛媛県に提供する。

(5) クラウドファンディング成功（目標金額 3,800 万円の達成）に向けたサポート

クラウドファンディングの成功のため、プロジェクトの立案や PR・情報発信等について必要なサポートを積極的に行う。

(6) その他

その他必要な事項については、愛媛県と受託事業者が協議の上、実施するものとする。

4 業務期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

5 委託料

同一条件での提案内容を比較するため、次の条件で委託料を積算すること。

(1) 目標金額 3,800 万円

※寄付額により委託料が変動する場合は、その旨、考え方を見積書に記載すること。なお、寄付金が目標金額（3,800 万円）を上回り、現在確保している委託料に不足が生じる場合は、愛媛県で別途予算措置を講ずる予定である。

※クラウドファンディングは目標額に達しない場合も成立するものとする。

(2) 令和 7 年 7 月から 8 月まで寄付金を募集する。

6 業務成果物

(1) 成果物

電子媒体で業務期間内に提出すること。

(2) 提出先

〒790-0001

愛媛県松山市一番町4-1

愛媛県土木部道路都市局都市整備課公園緑地係

E-mail : toshiseibi@pref.ehime.lg.jp

7 その他

- (1) 受託者は、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。また、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ県の承認を得ること。
- (2) 個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律に準じて取り扱うこととし、受託者は本業務（再委託した場合を含む）を履行するうえで個人情報を扱う場合は個人情報の保護に関する法律及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
なお、受託業務の従事者が個人情報の漏えいを行った場合には、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき処罰される場合がある。
おって、疑義がある場合は県と協議することとする。
- (3) 受託者は、本業務の履行に際して知り得た情報については守秘義務を負うものとし、本業務終了後においても同様とする。
- (4) 作成物の製造に当たって他の個人・団体等の資料を引用する場合は、当該著作権者の了解を得ること。
- (5) 県が提供する情報・資料等について、県の許可なく第三者に提供してはならない。
- (6) 本業務の実施に当たり、県が受託者に貸与した資料に損傷を与えた場合は、受託者の責任により修復すること。また、県が貸与した資料は、本業務が終了したときは、速やかに返却すること。
- (7) 本仕様書に明示していない事項又は業務履行中に疑義が生じた場合は、その都度、担当者と協議し、その指示に従うこと。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

(保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

- 2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。
- 5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

（派遣労働者利用時の措置）

- 第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（資料等の返還等）

- 第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（個人情報の運搬）

- 第10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

（実地検査）

- 第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

（指示及び報告等）

- 第12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故時の対応）

- 第13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲

に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第 14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

(契約の解除)

第 15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(参考) 個人情報の保護に関する法律

(安全管理措置)

第 66 条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

(1) 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務

(2) 指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。） 公の施設（同法第 244 条第 1 項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務

(3) 第 58 条第 1 項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの

(4) 第 58 条第 2 項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの

(5) 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務

(従事者の義務)

第 67 条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第 2 項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第 176 条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第 8 章 罰則

第 176 条 行政機関等の職員若しくは職員であった者、第 66 条第 2 項各号に定める業務若しくは第 73 条第 5 項若しくは第 121 条第 3 項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 60 条第 2 項第 1 号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 180 条 第 176 条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

(注) 1 甲は、愛媛県（実施機関）、乙は受託者をいう。

2 「損害賠償」及び「契約の解除」に関する事項は、通常、契約書本文に記載されるものであるため、契約書本文に当該条項がある場合は、特記事項から削除するものとする。

3 委託等の事務の実態に則して適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項は省略して差し支えないものとする。

4 特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合には、行政手続

における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）を遵守するほか、国の個人情報保護委員会が策定したガイドライン、特定個人情報等の安全管理に関する基本方針に基づき、必要な事項を追加するものとする。